



ポルトガル語版



広報いわた 2月号 (日本語訳)

総住民数 170,612人
 ブラジル人 3,466人
 2014年12月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

在留カードへの切替え日の確認を！

切替え期限間際の手続きは、窓口の混雑が予想されます。お早めに手続きをお済ませください。

永住者・永住者以外の方（ただし短期滞在、3カ月以下の在留資格等を除く）



年齢	在留資格	在留カードへの切替え期限
16歳以上の方	永住者	平成27年（2015年）7月8日まで
	永住者以外	在留期間の満了日または平成27年（2015年）7月8日のどちらか早い方の日まで
16歳未満の方	永住者	平成27年（2015年）7月8日までまたは16歳の誕生日のどちらか早い方の日まで
	永住者以外	在留期間の満了日または16歳の誕生日のどちらか早い方の日まで

手続きの窓口は入国管理局になります。

新しい在留管理制度については入国管理局のホームページ

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_1/pt/index.htmlをご覧ください。

問い合わせ先 市民課 Tel：0538-37-4816 / FAX：0538-37-2871

軽自動車税の改正のお知らせ

軽四輪自動車等の税額（年額）

◎最初の新規検査を受けた年月に応じた税額が適用されます。

○平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両・・・①現行税額

○平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両・・・②新税額

○最初の新規検査を受けてから13年を経過した車両・・・③重課税額（※適用は平成28年度から）



車種区分			税 額		
			①現行税額	②新税額	③重課税額
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

平成28年度に③重課税額となる車両は

☆平成28年度に③重課税額となるのは、平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両です。（自動車検査証の初度検査年月が平成14年12月以前の車両です。）

※最初の新規検査を受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」の欄に記載されています。

★平成27年度税制改正大綱において、「原動機付自転車・二輪車および小型特殊自動車等の税額の引き上げを1年延期し平成28年度から適用」や「平成27年度に新規取得する一定の環境性能を有する軽四輪自動車等は、燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を翌年度（平成28年度）に適用」となる内容が示されました。

※平成27年度税制改正大綱の実施については、詳細が分かりしだい市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先 市税課 Tel：0538-37-3767 / FAX：0538-33-7715

◆◆◆ 手洗いうがいをして、風邪を予防しましょう! ◆◆◆

バイク・軽自動車等の廃車・譲渡などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者に対し、定置場（保管しておく所）のある市区町村が課税します。以下に該当する場合は、3月31日（火）までに忘れずに手続きをしてください。手続きをされない場合は、平成27年度の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。（月割り計算での課税や還付はありません。）

なお、トラブル防止のため、手続きを代理人に委任した場合は、手続きが完了していることを必ず確認してください。



●原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車

内 容	必要なもの	手続き先
廃車、盗難、紛失 または市外への 転出	ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書	市税課（本庁舎1階）、 または各支所 市民生活グループ
名義変更	名義変更前の所有者が、新所有者に車両を譲渡したことを確認できる書類（譲渡証明書）・印鑑	

*代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

*転出するときは、磐田市のナンバープレートを返納し、転出先の市区町村でナンバープレートの交付申請をしてください。



●軽四輪車・125cc超の二輪車など

車両の区分	手続き先
軽四輪車・軽三輪車	軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 563 ☎050-3816-1777
125cc超～250cc以下の軽二輪車	軽自動車協会連合会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 567-2 ☎053-435-4001
250cc超の二輪車・小型特殊自動車（浜松ナンバーの小型特殊）	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 浜松市東区流通元町 11-1 ☎050-5540-2052 ※県外転出などで登録を抹消した場合は、磐田市市税課へも届出をお願いします。

*手続きに必要なものについては、上記の機関にお問い合わせください。

問い合わせ先 市税課 Tel: 0538-37-3767 / FAX: 0538-33-7715

豊田図書館1月31日（土）から開館しています

天井耐震改修工事のため、休館していました豊田図書館が1月31日（土）から開館しています。皆さまのご利用をお待ちしています。

問い合わせ先 豊田図書館 Tel: 0538-36-1711 / Fax: 0538-36-1713

市民農園利用者を募集

利用期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日（更新可）

対 象：市内在住で、市税を完納しており、農地所有または耕作していない方

申 込：2月13日（金）～2月27日（金）に、直接または電話で農林水産課へ

その他：応募者多数の場合は抽選となります。



農園名	夢農園 RYUYO	とよおかふれあい農園
所在地	駒場 1775 ほか	上神増 1265-5
募集区画数	6区画	4区画
面積	49㎡	40㎡
年間使用料	6,170円	5,140円

問い合わせ先 農林水産課 Tel: 0538-37-4813 / Fax: 0538-37-1184

3月11日は「家庭防災の日」

磐田市自治会連合会では、「自らの命は自ら守る」・「家族の命は家族で守る」という「自助」の意識を高めるため、毎年3月11日を『家庭防災の日』と定め、各家庭で防災・減災対策について話し合いや行動をしていただく、災害への備えを推進しています。

市民の皆さまに『家庭防災の日』に取り組んでいただくよう、市も自治会連合会と連携・協力しています。

2月にテーマシートを全戸配布しますので、『家庭防災の日』には、テーマシートを活用いただき、防災・減災対策について家族で確認してみましょう!!

今年のテーマを参考に
家族で話し合ってね!!



テーマ1 わが家の防災備蓄品をチェックしてみよう!

テーマシートの防災用品チェックリストを参考に、緊急持出袋、備蓄品、日頃から持ち歩く減災グッズを確認しましょう。

テーマ2 わが家とわが家の周辺の危険箇所をチェックしてみよう!

自宅や周辺、避難経路などの危険箇所を確認しましょう。
耐震補強や家具固定、落下・飛散防止対策等をおこなきましょう。

テーマ3 役割分担と連絡方法を確認しよう!

災害発生時に誰が何をするか、家族の役割分担を考えておきましょう。
また、安否確認方法や連絡方法を決めておきましょう。

※「いわたホットライン」の登録をしましょう!!

「いわたホットライン」の登録はお済みですか? テーマシートの手順に沿って、登録してみましょう!!

問い合わせ先 危機管理課 Tel: 0538-37-4903 / Fax: 0538-32-0177

火災による死者が増えています、注意を!

平成26年中は、建物火災により3人の死者が発生しています。火災による死者は、前年と比較し増加傾向にあります。次のポイントに注意し、出火防止に努めてください。

《注意ポイント》

1 喫煙環境

- ・寝たばこ
- ・吸殻の適正処理

2 暖房器具

- ・洗濯物の乾燥（ストーブの上で干さない）
- ・スイッチの切り忘れ
- ・適正な給油管理（誤った燃料給油や給油時の消火）



3 電化製品等

- ・使用時の異常
- ・リコール製品の継続使用

4 電気関係

- ・長期差し込みされたままのコンセント
- ・容量を超えたテーブルタップ等の使用
- ・抜けかけたプラグでの継続使用
- ・損傷のある電気コードの使用
- ・束ねた電気コードの使用



問い合わせ先 消防本部 予防課 Tel: 0538-59-1718 / Fax: 0538-59-1716



©磐田市

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

◆ところ：磐田市急患センター（上大之郷51） Tel: 0538-32-5267

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ



3月の休日救急歯科診療

◆診療時間／9:00~12:00

1 (日)	松浦歯科医院	袋井市田町 2-8-6	0538-43-8282
8 (日)	野末歯科医院	袋井市下山梨 2001-5	0538-49-1110
15 (日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000
22 (日)	西尾歯科医院	袋井市方丈 3-4-8	0538-43-5050
29 (日)	宮本歯科医院	袋井市旭町 1-7-25	0538-43-1931

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：増井 博行

◆と き：3月22日(日) 10:00~12:00

◆ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3） Tel: 0538-38-5000



Vamos aprender japonês! Criptograma 暗号文

Es alguns termos utilizados em escolas.
Vamos descobrir as palavras, decifrando-as.
Lembre-se que, cada símbolo representa uma
letra em hiragana ou katakana, ok?

Procedimentos para matrícula	★	●	❖	○	寺	†	■	○	♥
Cerimônia de entrada	★	●	❖	○	寺	□	♥		
Ida à escola em grupo	□	●	❖	+	△	*	❖	◎	❖
Periodo letivo	○	人	♥						
Reunião de pais e mestres	◎	△	+	△	◎	♀			
Associação de pais e mestres (PTA)	●	■	●	+	■	*	■		
Visita dos pais à escola (sala de aula)	☞	△	◎	△	◎	♀			
Visita do professor à residência do aluno	◎	†	♀	◎	❖	▶	△		



かていほけん (家庭訪問)
けいせいかい (懇話会)
にーずーえー (Parent-Teacher Association)
こんがく (保護者会)
がく (学期)
れいだんこう (課外活動)
にがてい (授業)
にがてい (授業)

Resposta:

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください。☞ <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/port/guia/hotline.html>

◆問い合わせ：下記の連絡先（市民活動推進課）まで



発行：磐田市役所 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ [TEL: 0538-37-4710]

広報広聴課

[TEL: 0538-37-4827]

〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）
広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp